○農林水産省告示第千四百四十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十一条の四第四項の規定に基づき、平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号（農業災害補償法第百四十一条の四第四項の主務大臣が定める畑作物共済の共済目的の区分を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

表福井県の項の次に次のように加える。

滋賀県	第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆及び小豆
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
京都府	第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆及び小豆
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第三区分	特定畑作物共済以外の畑作物共済に係る茶
香川県	第一区分	法第百二十条の十四第一項第一号又は第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第二区分	法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済に係る大豆
	第三区分	特定畑作物共済に係る茶

附　則

この告示による改正後の平成十六年一月二十八日農林水産省告示第百三十八号の規定は、平成二十五年産の大豆及び小豆並びに平成二十六年産の茶から適用する。

○農林水産省告示第千四百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年二月二十二日農林水産省告示第四百二号（二及び三に係るものに限る。）、平成十年十二月十四日農林水産省告示第千九百十一号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十五年八月二十五日農林省告示第千三百三号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年十月十九日農林省告示第千二百六十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十五年八月二十五日農林省告示第千三百三号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

平成元年一月三十日農林水産省告示第百十一号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十一号（一に係るものに限る。）、平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十号（二、三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年六月十八日農林水産省告示第八百二号、平成九年五月二日農林水産省告示第六百五十一号、平成九年七月九日農林水産省告示第千百十六号（一に係るものに限る。）、平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十一号（二に係るものに限る。）、平成十一年二月二十二日農林水産省告示第三百一号（一及び二に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十一号（一に係るものに限る。）、平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十号（二、三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成二年六月十八日農林水産省告示第八百二号、平成九年五月二日農林水産省告示第六百五十一号、平成九年七月九日農林水産省告示第千百十六号（一に係るものに限る。）、平成十年八月十一日農林水産省告示第千百八十一号（二に係るものに限る。）、平成十一年二月二十二日農林水産省告示第三百一号（一及び二に係るものに限る。）